

議案第83号

武藏野市立北町高齢者センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武藏野市長 小美濃 安 弘

## 武藏野市立北町高齢者センター条例の一部を改正する条例

武藏野市立北町高齢者センター条例（昭和62年7月武藏野市条例第18号）  
の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
目次	目次	目次の削除
<u>第3章 小規模サービスハウス（第11条—第31条）</u>	<u>第3章 雜則（第11条）</u>	目次の章及び条の繰上げ
<u>第4章 雜則（第32条）</u>		
<u>（設置）</u>	<u>（設置）</u>	字句の削除
<u>第1条 高齢者が心身の健康を維持して自立した日常生活を営むことができるよう援助し、及びひとり暮らしの高齢者が安心して生活できる住居を提供することにより高齢者の在宅福祉の増進を図り、併せて子育て家庭が相互に交流できる機会を提供することにより乳幼児の保護者の子育てを支援することを目的として、武藏野市立北町高齢者センター（以下「センター」という。）を設置する。</u>	<u>第1条 高齢者が心身の健康を維持して自立した日常生活を営むことができるよう援助することにより高齢者の在宅福祉の増進を図り、併せて子育て家庭が相互に交流できる機会を提供することにより乳幼児の保護者の子育てを支援することを目的として、武藏野市立北町高齢者センター（以下「センター」という。）を設置する。</u>	
<u>（施設）</u>	<u>（施設）</u>	条の改正
<u>第3条 センターの施設は、次のとおりとする。</u>	<u>第3条 センターの施設は、ヨーミュニティケアサロンとする。</u>	
<u>(1) コミュニティケアサロン</u>		

<p><u>(2) 小規模サービスハウス</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 第20条第1項第2号に規定する額の減額又は免除に関する業務</u></p> <p><u>(3) 及び (4)</u></p> <p><u>(5) 小規模サービスハウスにおける事業に関する業務</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 及び (3)</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p>	<p>号の削除</p> <p>号の繰上げ</p> <p>号の削除</p> <p>号の繰上げ及び字句の改正</p>
<p><u>第3章 小規模サービスハウス</u></p> <p><u>(事業)</u></p> <p><u>第11条 小規模サービスハウスにおいては、次の事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 援護を要する者に対する住居の提供</u></p> <p><u>(2) その他センターの目的を達成するため、市長が必要と認めた事業</u></p> <p><u>(利用者の範囲)</u></p> <p><u>第12条 小規模サービスハウスを利用できる者は、次に定める要件を備えている70歳以上</u></p>		<p>章の削除</p>

の者とする。

- (1) 市内に引続き 5 年以上住所を有すること。
- (2) ひとり暮らしをしていること。
- (3) おおむね独立して日常生活を営めるが、身体上若しくは精神上又は環境上の理由により居宅において生活することが困難なこと。
- (4) 前年の収入額が規則に定める額を超えないこと。

(利用者の募集方法)

第13条 利用者の募集方法は、公募による。

(利用の申請及び承認)

第14条 小規模サービスハウスを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その承認を受けなければならぬ。

2 前項の場合において、指定管理者は、入居の申込をした者の数が、入居させるべき小規模サービスハウスの戸数を超えるときは、利用の必要度等を調査して、別に定める選考基準に従い公正な方法で選考して、利用者を決定しなければならない。

(利用の不承認)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき

は、小規模サービスハウスの利用を承認しない。

(1) 秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 伝染性疾病があるとき。

(3) 前2号に掲げるもののか、指定管理者が利用を不適当と認めたとき。

(利用の条件)

第16条 指定管理者は、第14条第1項に規定する小規模サービスハウスの利用の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第17条 小規模サービスハウスの使用料は、別表のとおりとする。

2 月の途中において小規模サービスハウスの利用の承認、利用の承認の取消し、利用の停止又は明渡しがあつたときの使用料の額は、利用に対応した日数により日割り計算とする。

(使用料の徴収)

第18条 市長は、小規模サービスハウスの利用を承認した日から使用料を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、必要と認めた日から徴収する。

2 小規模サービスの利用の承

認を受けた者（以下「小規模サービスハウスの利用者」という。）は、毎月末までにその月分の使用料を納付しなければならない。

（使用料の不還付）

第19条 すでに納めた小規模サービスハウスの使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。

（費用負担）

第20条 小規模サービスハウスの利用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) 電気、上水道及び下水道の使用料のうち市長が定める額

(2) 小規模サービスハウスの管理に要する費用のうち市長が定める額

(3) 利用者の責に帰すべき事由により生じた修繕等に要する経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する費用

2 前項の規定のうち第2号に関する費用について、指定管理者は、規則の定めるところにより、減額し、又は免除することができる。

（利用の承認の取消し等）

第21条 指定管理者は、小規模サービスハウスの利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

- (1) 利用目的又は利用条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 利用の申請の際の申請内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) 第12条第4号に規定する収入額が、規則で定める額を超えるとき。
- (5) 小規模サービスハウスに他の者を同居させたとき。
- (6) 第17条に規定する使用料又は第20条第1項第1号及び第2号に規定する費用を3か月以上滞納したとき。
- (7) 心身の障害により、日常生活に當時の介護を必要とするとき。
- (8) 承認の際に指定した期間内に入居を完了しなかつたとき。

(明渡し)

第22条 小規模サービスハウスの利用者は、前条の規定により利用の承認を取り消されたときは、小規模サービスハウ

スを明け渡さなければならぬ。

2 小規模サービスハウスの利用者は、前項の規定により小規模サービスハウスを明け渡す際に、市に対し、損害賠償の請求その他の請求をすることはできない。

(利用の廃止)

第23条 小規模サービスハウスの利用者は、小規模サービスハウスの利用を終了しようとするときは、2週間前までに、指定管理者に届出をしなければならない。

(明渡し時の検査)

第24条 小規模サービスハウスの利用者は、前2条の規定による明渡しを行うときには、当該小規模サービスハウスの検査を受けなければならない。

(利用者の収入状況の報告)

第25条 小規模サービスハウスの利用者は、毎年2月末日までに、規則の定めるところにより、前年の収入状況を指定管理者に報告しなければならない。

(利用者の収入額の認定等)

第26条 指定管理者は、前条の規定による報告に基づき小規

該サービスハウスの利用者の前年の収入額を認定し、当該利用者に通知する。

2 前項の規定による通知を受けた利用者は、同項の規定による認定に対して、意見を述べることができる。

3 指定管理者は、前項の意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、第1項の規定により認定した前年の収入額を改定する。

(検査)

第27条 指定管理者は、小規模サービスハウスの管理上必要があると認めるときは、職員をして小規模サービスハウスの検査をさせ、又は小規模サービスハウスの利用者に対し適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査の際に、現に利用している小規模サービスハウスに立ち入るときは、あらかじめ当該小規模サービスハウスの利用者の承認を得なければならない。

3 第1項の規定により検査にあたる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用権の譲渡の禁止)

第28条 小規模サービスハウス

の利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設及び設備の変更禁止)

第29条 小規模サービスハウス

の利用者は、利用に際して施設及び設備に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第30条 小規模サービスハウス

の利用者は、利用を終了したときは、直ちに施設及び設備を原状に回復しなければならない。第21条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償)

第31条 小規模サービスハウス

の利用者は、小規模サービスハウスの施設又は設備に損害を与えたときは、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

第4章 (略)

第3章 (略)

章の繰上げ

(委任) <u>第32条</u> (略)	(委任) <u>第11条</u> (略)	条の繰上げ 別表の削除
別表（第17条関係）		

付 則  
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

小規模サービスハウスの廃止に伴い、所要の改正をするものである。